

## IYEOアルムナイメンバー 規則

日本青年国際交流機構規約(平成6年5月20日全国推進会議決定。以下「規約」という。)第4条の2第4項の規定に基づき、この規則を定める。

(登録費)

第1条 アルムナイメンバーの登録費は無料とする。

(登録)

第2条 内閣府青年国際交流事業に参加し、アルムナイメンバーに登録することに同意した者については、そのメールアドレス及び住所地都道府県(以下「連絡先」という。)をアルムナイメンバーとして登録する。

(連絡先の変更又は登録の削除)

第3条 アルムナイメンバーは、連絡先に変更があったとき又は登録の削除の希望があるとき(次項において「連絡先変更等」という。)は、事務局にその旨連絡するものとする。

2 事務局は、前項の連絡があったときは、速やかに連絡先変更等の対応をとらなければならない。

(青少年育成等に資する情報提供)

第4条 規約第4条の2第2項に規定する情報提供は、アルムナイメンバーを日本青年国際交流機構アルムナイメンバーリングリストへ登録の上、日本青年国際交流機構幹事、都道府県機構会長又は事務局からのメール配信によるものとする。ただし、アルムナイメンバーが当該配信又は郵送を拒否する旨を事務局へ伝えたときは、この限りでない。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。